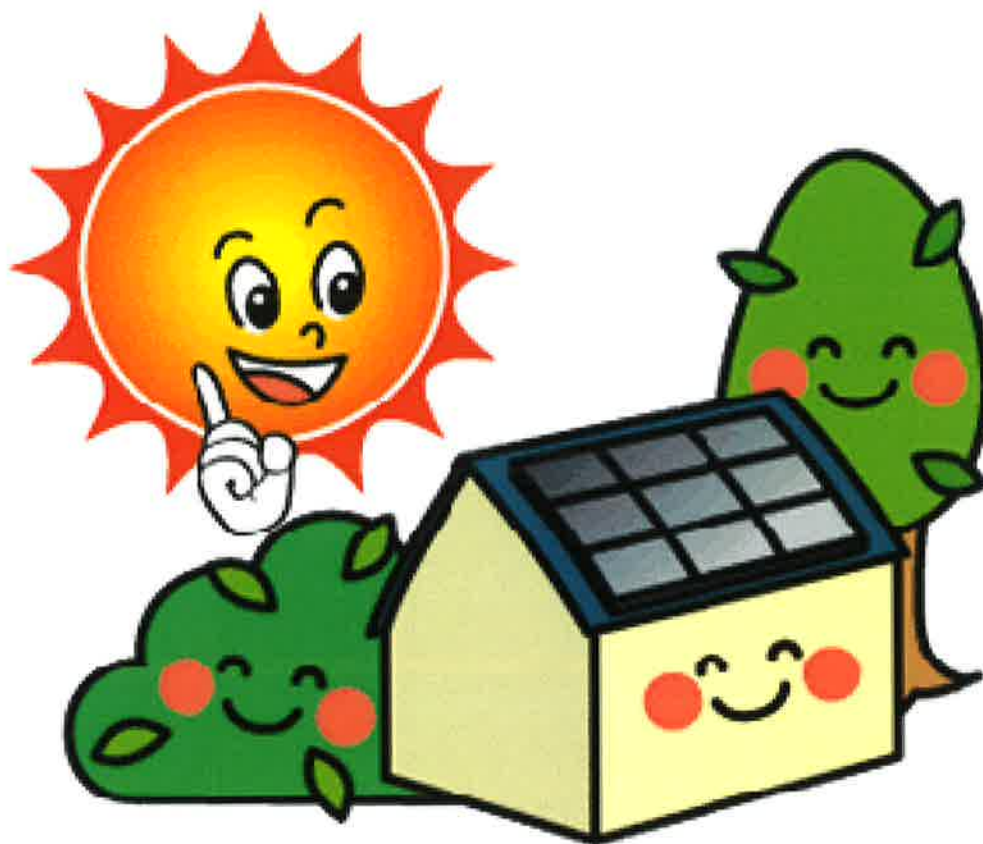


# 女川町太陽光発電システム等設置補助金 申請等の手引き

「太陽光発電システム」「蓄電システム」



受付・問合せ先はこちらまで

女川町役場 町民生活課 環境係

☎0225-54-3131

内線164

# 1 女川町太陽光発電システム等設置補助事業の概要

## ①趣旨

クリーンエネルギーの普及促進による、地球温暖化対策の推進及び町民の環境に対する意識の高揚を図るため、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置を行う個人及び事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものです。

## ②補助対象者

☆個人の場合は、次の要件を全て満たす方となります。

- 町内の自ら所有する住宅に居住している方。 ※1  
又は、町内に自ら居住する目的で新築住居に太陽光発電システム及び蓄電システムを設置した方。 ※2
- 店舗、事務所と兼用している場合は、住宅部分に係る面積が総床面積の2分の1以上のものに限ります。
- 市町村民税等に未納がない方。 ※3  
市町村民税等とは次のものとなります。  
市町村民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料及び後期高齢者医療保険料

※1 「町内の自ら所有する住宅に居住」とは、申請時点において女川町内に住所を有していることをいいます。

※2 「町内に自ら居住する目的で新築住居に」とは、申請者が自ら所有することを指していますが、申請者の親等が保有し、実際の維持管理が申請者本人が行っている場合も含まれます。ただし、自ら購入したものに限ります。

※3 申請時に本町において、市町村民税等課税履歴がない方は、前居住地において未納がない方となります。

☆事業者の場合は、次の要件を全て満たす事業者となります。

- 自ら所有の町内の事業所に設置した事業者 ※4
- 市町村民税等に未納がないこと。 ※5  
法人町民税・固定資産税・軽自動車税

※4 「自ら所有する町内の事業所」とは、申請時に女川町内に事業所を有し又は賃借契約により使用する町内の事業所となります。

本社が女川町以外であっても、女川町内において自社所有の営業所等がある場合には対象となります。

その際は、設置する事業所の固定資産評価証明書を添付して頂きます。

※5 申請者が法人でない場合は、申請者の市町村民税等の未納がないこととなります。

**注意！**

ただし、個人・事業者ともに次に該当する場合は対象となりません。

- 賃貸を目的で太陽光発電システム及び蓄電システムを設置した場合
- 販売（売電を除く）の目的で太陽光発電システム及び蓄電システム付き住宅を建築した場合
- 太陽光発電システム及び蓄電システム付き中古住宅を購入した場合
- 既に当該補助金の交付を受けている場合
- 同一世帯で、他に当該補助金の交付を受けている者がいる場合

上記5項目に該当の場合は、補助交付要綱において対象外となっております。

**③補助対象となる太陽光発電システム**

次の要件の該当するものとなります。

- 住宅や事業所に屋根等の設置に適した太陽光発電システムで最大出力の合計値が1kw以上であること。
- メーカー等に設置後のメンテナンス体制が用意され、未使用であること。  
※太陽光発電システムは、太陽光モジュール並びにパワーコンディショナー等のことを指します。

**太陽光発電システムの補助金の額**

補助金の額の算定方法は次のとおりです。

個人の方	太陽光モジュール（太陽電池）の最大出力合計値に1kw当たり35,000円を乗じて得た額とし、上限を175,000円とする。
事業所の方	太陽光モジュール（太陽電池）の最大出力合計値に1kw当たり35,000円を乗じて得た額とし、上限を500,000円とする。

※1 最大出力の合計値は、小数点第2位までとします。

（例） 太陽光モジュール1枚で最大出力が0.215Kw/hを25枚設置の場合  
 $0.215\text{kw/h} \times 25\text{枚} = 5.375$  ∴5.38kw/h

※2 個人・事業者ともに千円未満の端数は切捨てとなります。

（例） 個人の場合  
 $5.38\text{kw} \times 35,000\text{円} = 188,300\text{円}$  ∴175,000円

#### ④補助対象となる蓄電システム

次の要件の該当するものとなります。

- 太陽光発電システムと接続しているもの
- 1か所に固定して使用しているもの
- 未使用のものであること。

#### 蓄電システムの補助金の額

補助金の額の算定方法は次のとおりです。

個人の方	蓄電システムの容量に1 kwh当たり35,000円を乗じて得た額とし、上限を175,000円とする。
事業所の方	蓄電システムの容量に1 kwh当たり35,000円を乗じて得た額とし、上限を500,000円とする。

※1 蓄電システムの容量は、小数点第2位までとします。

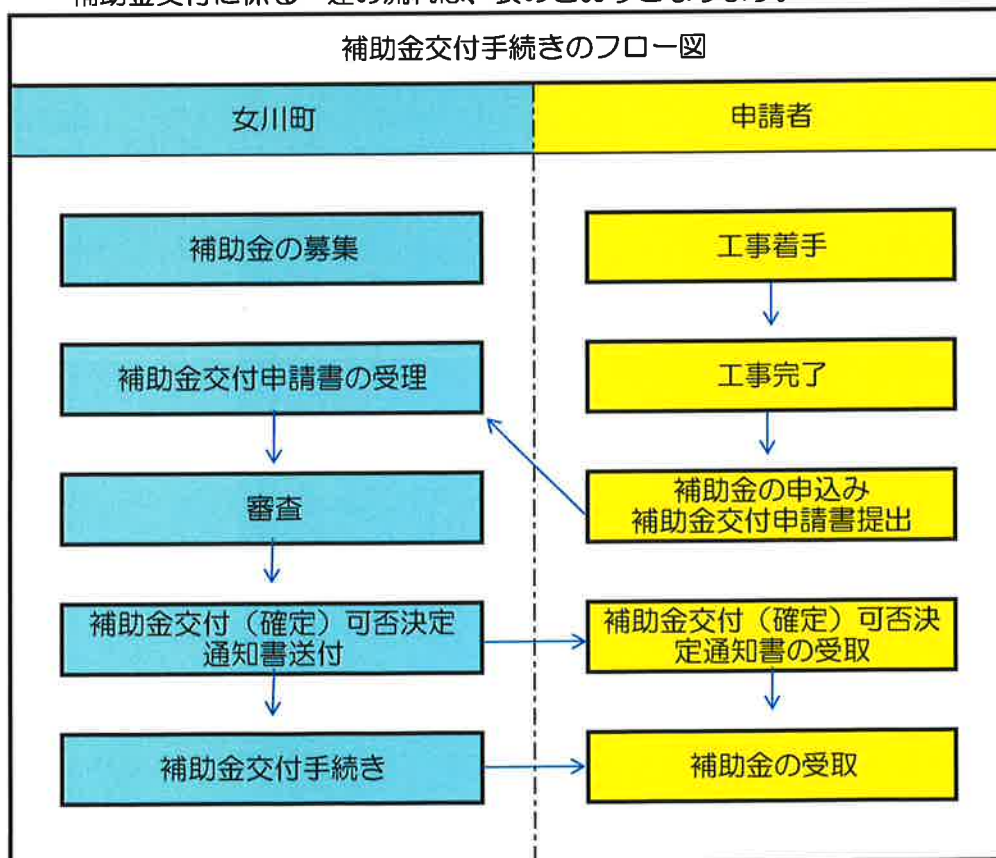
(例) 容量が5.327Kwhの蓄電システムを設置した個人の場合  
 $5.327 \div 5.33 \therefore 5.33\text{kwh}$

※2 個人・事業者ともに千円未満の端数は切捨てとなります。

(例) 個人の場合  
 $5.33\text{kwh} \times 35,000\text{円} = 186,550\text{円} \therefore 175,000\text{円}$

## 2 補助申請から補助金受け取りまで

補助金交付に係る一連の流れは、表のとおりとなります。



## 補助金の申請

(補助対象システム設置完了から起算して2年以内に申請)

- 申請するにあたり提出に必要な書類は次のとおりです。
  - ・ 女川町太陽光発電システム等設置補助金交付申請書 (様式第1号)
  - ・ 女川町太陽光発電システム等設置補助金交付確認書 (様式第2号)
  - ・ 建築工事請負契約書の写し (新築の方) ※1
  - ・ 対象システムの設置工事請負契約書の写し (既設の方)
  - ・ 対象システムに係る支払したことが分かる書類の写し ※2
  - ・ 対象システム機器の形式・出力が確認とれる書類 ※3
  - ・ 対象システムの配置図並びに設置後の写真 ※4
  - ・ 住民票の写し (個人の場合)
  - ・ 固定資産証明書 (事業者の場合で申請する土地・建物の証明書)
  - ・ 市町村民税等の滞納がないことを証明する書類 (証明願) ※5
  - ・ 対象システムの保証書の写し ※6

※1 建築工事請負契約書に対象システムの内訳が分かるもの

※2 支払したことが分かる書類とは、領収書又はローンの契約書等となります。

※3 (太陽光発電システム)

対象となるモジュールとパワーコンディショナーの形式と型番が分かるパンフレット等の写しで構いません。

(蓄電システム)

対象システムを構成する機器の型式、容量等が分かるパンフレット等の写しで構いません。

※4 設置後の写真は、モジュール全体の配置が分かるものとパワーコンディショナーの設置写真となります。蓄電システムは、設置状態が分かる写真となります。

※5 女川町で証明書を取得する場合には、次ページの各様式をダウンロードをして必要事項を記入し、女川町税務課窓口へ申請すると証明書が発行されます。

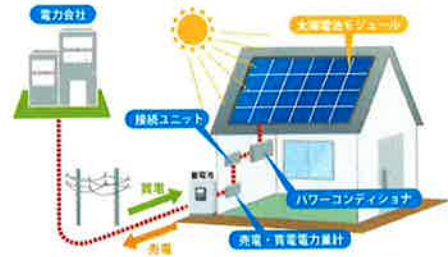
女川町に課税履歴がない方は、前居住地において納税証明 (未納がない証明) を提出ください。

※6 メーカーの保証書となります。

## 太陽光発電システム及び蓄電システムの設置後の写真例

太陽光モジュール設置後の全景（設置枚数が解るもの）

全体の写真が撮れない場合は、分割して太陽電池モジュールの枚数が把握できるように撮影してください。



パワーコンディショナの設置写真

メーカーにより、屋内設置型や屋外型と違います。全体を写してください。



パワーコンディショナの製造番号等の写真（読取れること）

<b>品番 VBP C255A6</b> ㉔	
屋内集中型パワーコンディショナ	
入力運転電圧範囲 DC70~370V	定格出力電流 27.5A
最大許容入力電圧 DC370V	定格周波数 50/60Hz
定格出力電圧 単相202V	製品重量 15kg
定格出力 5.5kW	製造年 2018年
定格効率 0.95以上	製造番号 18081234X
製造元	

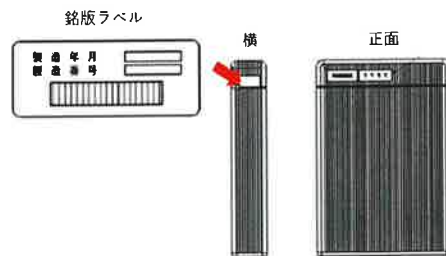
銘版を拡大して読み取れるように写真を撮ってください。

蓄電池の設置写真

全体を写してください。



蓄電池の製造番号等の写真（読取れること）



○ 申請書及び添付書類が全て揃いましたら、役場町民生活課環境係まで提出してください。原則、郵送では受付はいたしませんので、窓口をお願いいたします。

書類等を確認し、申請書を受理しましたら審査を行います。

審査は数日掛かりますが、結果については申請者へ女川町太陽光発電システム等設置補助金交付（確定）可否決定通知書を送付いたします。

その通知において、「交付する」の場合は、補助金交付が決定して交付額が確定したことになりますので、町において補助金の振込手続きを行い、指定された金融機関に補助金の振込みをいたします。

なお、「交付しない」と決定した場合は、その理由を明記のうえ、通知いたします。

#### ★注意事項

##### ①補助金の返還

太陽光発電システム等設置補助事業により、補助を受けた方が、次の項目に該当した場合、補助金の返還を求められることがあります。

○ 女川町補助金交付規則、この補助金交付要綱に違反したとき

・補助を受けた太陽光発電システム等を、承認を受けず補助目的に反し使用・譲渡・交換・貸付・担保に供することは出来ません。

この場合、交付を受けた補助金の全部又は一部を町に返還することになります。

なお、太陽光発電システム等の法定耐用年数を越えた場合や天災等により、き損等した場合は該当しませんが、その際は担当係にご連絡ください。

また、法定耐用年数は申請者において確認願います。

○ 補助金を他の用途に使用したとき

・補助金を太陽光発電システム等以外に使った場合となります。

この場合も、補助金を受取った後に事実が判明した場合、補助金の全部又は一部を町に返還することになります。

○ 虚偽の申請・不正な手段で補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

・上記と同様な措置となります。

##### ②関係書類の保存

この補助事業に関する帳簿及び書類は、補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存してください。

#### ★問い合わせ先

女川町役場町民生活課 環境係（0225-54-3131 内線164）

申請書提出日を記載

令和8年4月15日

女川町長 様

申請時の住所を記載

申請者 (個人・事業者)

住所 女川町大原 12 番地

氏名又は名称 女川 太郎

電話 0225-54-3131



女川町太陽光発電システム等設置補助金交付申請書

下記のとおり、太陽光発電システム等を設置したので補助金を交付されるよう、女川町太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

記

工事完了日を記載

1 申請内容

設置場所	女川町大原 12 番地	
建物の区分	新 築	既 築
対象システム設置完了日	令和 8 年 4 月 10 日	
(1) 太陽光発電システム ※1	太陽電池最大出力	5.38 k w
(2) 蓄電システム ※2	容量	5.33 k w h
対象システム設置費用額 ※3	太陽光発電システム	3,000,000 円
	蓄電システム	1,500,000 円
交付申請額 ※4	太陽光発電システム	175,000 円
	蓄電システム	175,000 円
	交付申請額計	350,000 円

※ 1 k w 表示とし、小数点以下 2 桁未満は四捨五入

(例) 0.215Kw (1 枚当たり最大出力) × 15 枚 (同じ出力の最大出力の太陽電池枚数) ≒ 3.225 ∴ 3.23kw

※ 2 k w h 表示とし、小数点以下 2 桁未満は四捨五入

※ 3 対象システム設置に係る経費額を記載する。ただし、消費税額は除くこと。

※ 4 太陽光発電システム 太陽電池の最大出力に 1 k w 当たり 35,000 円を乗じて得た額とし、個人にあつては 175,000 円を、事業者にあつては 50 万円を上限とする。

蓄電システム 蓄電システムの容量に 1 k w h 当たり 35,000 円を乗じて得た額とし、個人にあつては 175,000 円を、事業者にあつては 50 万円を上限とする。

2 振込先

金融機関名	銀行		本・支店名	本店						
	女川町			女川 支店						
預金種別	1 普通		口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	2 当座									
口座名義人	フリガナ	オナガワ タロウ								
	氏 名	女川 太郎								

補助金は銀行等への振込となりますので、振込先の金融機関等を記入してください。なお、振込口座名義は申請者と同じであること。



証 明 願

令和8年4月15日

提出日を記載

女川町長 須 田 善 明 様

申請者の住所氏名を記載

住 所 女川町大原12番地

氏 名 女 川 太 郎

女川印

女川町太陽光発電システム等設置補助金交付申請に必要なので、下記税目について滞納がないことを証明願います。

記

- 町民税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 軽自動車税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

上記の税目について滞納がないことを証明する。

令和 年 月 日

この証明願に必要な事項を記入のうえ女川町役場  
税務課に提出してください。  
滞納がなければ、この用紙に税務課で証明をします  
ので申請書と一緒に添付してください。  
(法人の方は法人用の様式をお使いください)

女川町長 須 田 善 明